

国総貨複第200号  
平成15年3月18日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長  
各地方運輸局海事振興部長  
神戸運輸監理部海事振興部長  
沖縄総合事務局運輸部長

あて

総合政策局複合貨物流通課長

### 貨物利用運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱について

貨物利用運送事業法の施行に伴い、同法55条第1項に基づく貨物利用運送事業等報告規則（以下、「報告規則」という。）が公布され、平成15年4月1日より施行されることに伴い、今般、次のとおり報告規則に基づく報告書類の取扱について定めたので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏ないよう取り計らわれたい。なお、報告規則第3条に規定する運賃及び料金の届出については、別途課長通達で定めることとする。

本通達は、平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い「貨物運送取扱事業等報告規則に基づく報告書類の取扱について」（平成4年3月31日運貨複第155号）及び「鉄道に係る貨物運送取扱事業実績報告書の集計等について」（平成5年9月10日運複貨第212号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。

#### 〔貨物利用運送事業報告規則に基づく報告書類の取扱について〕

##### ◎営業報告書関係

貨物利用運送事業営業報告書は、貨物利用運送事業法（以下、「法」という。）施行後（平成15年4月1日）に開始する事業年度に係る営業報告書から適用する。

##### 1 貸借対照表及び損益計算書

（1）商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）により作成することを原則とする。

（2）証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（同省令の取扱要領を含む。）により作成したものでもよい。

なお、貸借対照表及び損益明細書を別途作成する場合は、用紙の大きさを日本工業

規格A列4番とする。

## 2 営業概況報告書（第1号様式）

### (1) 営業概況総括表（第1表）

- ① 年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。
- ② 事業者名（事業者番号）欄は、事業者名の後に事業者番号を（ ）で記載する。  
なお、事業者番号欄は、台帳システムの事業者番号を記載することとするが、当分の間、省略することができるものとする。
- ③ 運送機関の種類欄は、貨物利用運送事業を行っている運送機関を全て○で囲む。
- ④ 経営形態及び資本、主な株主並びに役員各欄は、当該事業年度末のものを記載する。
- ⑤ 経営形態欄は、**株式会社**のように○で囲む。
- ⑥ 資本欄は、資本の額または出資の総額（株式会社にあつては払込資本金、有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつては出資の総額）、当該事業年度中の増資又は減資（△印を付す。）の額及び株主（社員又は組合員）の数を記載する。
- ⑦ 株式欄は、発行する株式の総数（定款記載の授權資本）及び発行済株式の総数を記載する。なお、株式会社以外は記載を要しない。
- ⑧ 主な株主欄は、所有株式の多い順に10名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を（%）でそれぞれ記載する。有限会社、合名会社、合資会社及び組合等にあつても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。
- ⑨ 役員欄は、取締役（理事）及び監査役（監事）等の役職名（代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。）氏名、常勤・非常勤の別、所有株式数（又は出資の額）及び発行済株式総数（又は出資の総額）に対する各所有割合を百分率（%）で記載する。なお、役員が多数で当該欄に記載しきれない場合は、当該欄を拡張するか又は別紙にて全員を記載する。
- ⑩ 経営している事業欄の兼営事業の名称は、当該年度中に経営した兼営事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業、倉庫業、港湾運送事業、通関業等経営した全ての事業をその種類ごとに記載する。
- ⑪ 従業員数欄は期中の平均従業員数を記載する。従業員数には役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が2以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。
- ⑫ 営業収入（売上高）構成比率欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入割合を百分率（%）で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

## 2 貨物利用運送事業営業実績総括表（第2表）

- ① 年月日欄、事業者名（事業者番号）欄、運送機関の種類欄は第1表と同様に記載する。
- ② 運送機関別営業実績は、運送機関ごとの実績について記載するが、必要のない運送機関欄は様式から省略して作成することができる。
- ③ 第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、一括して計上することができる。この場合、一括計上した旨記載する。なお、明らかに区分できる場合（第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業のいずれか1つの資格しか有しない駅における取扱貨物等）についての実績は、当該事業の欄に記載する。
- ④ 営業損益の欄は、損失の場合には金額の前に△をつける。
- ⑤ 営業利益率は、「 $\text{営業損益} \div \text{営業収益} \times 100$ 」によって算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記載する。

## 3 貨物利用運送事業損益明細票（第2号様式）

- ① 年月日欄、事業者名（事業者番号）欄は、第1号様式と同様に記載する。
- ② 運送機関の種類欄は、貨物利用運送事業を行っている運送機関を全て○で囲む。
- ③ 損益明細票は、運送機関ごとの実績について記載するが、必要のない運送機関欄は様式から省略して作成することができる。
- ④ 営業収益及び営業費用の科目の名称は、記載令を参考として表示されているものであるため、備考にあるとおり、収益及び費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分し、記載する。

なお、科目欄の「・・・」は、科目の追加が可能であることを示すものであるため、「雑収入」又は「その他経費」に集約することなく、重要と思われる科目（収益又は費用の全体に占める割合が比較的大きいもの）は極力追加すること。

（例：備車・下請費、着地支払運賃等）

- ⑤ 第2号様式にある科目に計上されるべき収益、費用の内容は、次のとおりである。

### ◎貨物利用事業損益明細票

#### ア 営業収益の部

- (a) 利用運送運賃・料金・・・荷主から収受する運賃・料金で、実運送に係る運賃料金、集貨・配達料、品目割増等の各種割増料金
- (b) 附帯業務収入・・・・・・・・保管料、移送料、荷役料等その他運送に関して求められるサービスに係る料金及び実費
- (c) 雑収入・・・・・・・・上記(a)(b)に計上されない当該事業に係る収入

#### イ 営業費用の部

- (a) 支払運賃・料金・・・・・・・・運送事業者（貨物利用運送事業者を含む。）に支払った運賃・料金

- (b) 人件費・・・・・・・・・・当該貨物利用運送事業の現業部門に係る人件費
- (c) 物件費・・・・・・・・・・燃料油脂費（事業用自動車、荷役機械等に係る燃料費、油脂費）、修繕費（事業用自動車、建物その他事業用固定資産（当該事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。）の修繕に係る費用）、固定資産売却費（事業用固定資産に係る減価償却費）
- (d) 保険料・・・・・・・・・・自動車損害賠償保険料、対人対物の任意保険、当該事業の現業部門に係る火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料
- (e) 施設使用料・・・・・・・・・・社屋、事業用施設、社宅等の賃借に係る費用、荷役機械等の賃借料等事業用固定資産に係る使用料
- (f) 租税公課・・・・・・・・・・当該事業用の土地、建物、構築物、機械装置等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等の施設賦課税
- (g) その他の経費・・・・・・・・・・旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品等のうち現業部門に係るもの、その他上記（a）～（f）に計上されない当該事業に係る費用

⑥ 営業費用の各科目の計上に当たって、当該事業とその他の事業とに関連する費用がある場合には、各科目ごとに適正な配分方法をもって各事業に配分したうえ、当該事業分を計上すること。

なお、自社の配分基準がない場合には、別紙1「貨物利用運送事業とその他事業とに関連する費用の配分方法（例）」を参考にしてもよい。

⑦ 備考4による実運送事業者に対する支払運賃・料金を営業収益及び営業費用としない会計処理を行う場合は、利用運送事業損益明細表の様式を下記のとおり変更して記載する。

営業収益	営業収入	利用運送運賃・料金	
		支払運賃・料金	
		差引収益	
		附帯業務収入	
		・・・・・・・・	
		・・・・・・・・	
	合計		

営業	利用	人件費	
		物件費	

◎事業実績報告書関係

貨物利用運送事業実績報告書は、法施行後（平成15年4月1日）に開始する事業年度に係る実績報告書から適用する。

貨物利用運送事業事業実績は、前年4月1日から3月31日までの1年間における取扱量の実績値を記載する。

1 貨物利用運送事業実績報告書（第3号様式）

(1) 貨物利用運送事業実績総括表（第1表）

- ① 事業者名（事業者番号）欄及び運送機関の種類欄は、第1号様式第1表と同様に記載する。
- ② 運送機関別事業実績は、発送に係る取扱量を事業の種別ごとに記載する。  
なお、鉄道に係る貨物利用運送事業にあっては、到着（受取、配達）に係る取扱量を第二種貨物利用運送事業欄へ外数として（ ）で記載する。
- ③ 他の貨物利用運送事業者から受託した取扱量は、該当欄へ外数として〔 〕で記載する。
- ④ 第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、一括して計上することが出来る。この場合、一括計上した旨を記載する。  
なお、明らかに区分できる場合（第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業のいずれか1つの資格しか有しない駅における取扱貨物等）についての実績は、当該事業の欄に記載する。

(2) 国際貨物運送仕向地別取扱量（第2表）

- ① 事業者名（事業者番号）欄及び運送機関の種類欄は、第1表と同様に記載する。
- ② 仕向地欄は、第1表の事業の種別欄に記載した取扱量を仕向地別に細分したものを記載する。
- ③ 比率の欄は、合計量に占める仕向地ごとの取扱量の割合を百分率（%）で記載する。
- ④ 外国人国際貨物利用運送事業者で、第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、(1) ④と同様に集計したものを記載する。

◎報告書の提出等

- 1 営業報告書及び事業実績報告書の提出先は、別途定める通達に基づき提出する。  
別紙2「貨物利用運送事業等報告規則による報告書の提出について」参照
- 2 複数の運送機関に係る許可又は登録を受けている者は全ての運送機関に係る貨物

利用運送事業について記載した報告書を提出する。従って、複数の提出先に提出する場合でも同一の報告書を提出することとなる。

- 3 報告規則に基づく報告書のほか、事業者の協力を得て各事業別実績の補足資料として次の様式により事業実績報告書の提出期限以内に報告を求めることとする。この場合、提出先については1によることとする。ただし、①鉄道貨物利用運送事業については、地方運輸局管轄の駅に係る実績を当該地方運輸局に提出すること。

- ①鉄道貨物利用運送事業・・・・・・・・別紙3
- ②国際航空貨物利用運送事業・・・・・・・・別紙4、別紙5
- ③国内航空貨物利用運送事業・・・・・・・・別紙6、別紙7
- ④外航海運貨物利用運送事業・・・・・・・・別紙8

## 別紙 1

### 貨物利用運送事業とその他事業とに関連する費用の配分方法（例）

#### 1 費用の配分方法

##### (1) 営業費用

- ①人件費 従業員の実働人日数の比率、ただし、技工の人件費については車両修繕費の比率
  - ②燃料油脂費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率（注）
  - ③修繕費
    - 車両 総走行キロ比率ただし、外注修繕費、部品費等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率
    - 機械装置 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率
    - その他 同上
  - ④固定資産償却費
    - 車両 当該事業在籍車両の総走行キロの比率
    - その他 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率
  - ⑤保険料
    - 自賠償保険料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率
    - 車両保険料 同上
    - その他保険料 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率
  - ⑥施設使用料 実在延日車数の比率
  - ⑦施設賦課税 期末有形固定資産額（車両及び土地を除く。）の比率。事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率
  - ⑧その他経費 輸送数量（作業数量）の比率
- (2) 一般管理費 営業費用から固定資産償却費を控除した金額の比率

#### 2 営業費用の配分に係る有形固定資産の配分方法

- (1) 全事業から貨物利用運送事業への配分（営業収益の比率＋期末専属有形固定資産額の比率） $\times 1 / 2$
- (2) 貨物利用運送事業における運送機関の種類ごとへの配分
  - ①車両
    - 事業用車両 当該運送機関に係る事業における在籍車両の総走行キロの比率
    - その他の車両 実在日車数の比率
  - ②建物
    - 営業所等現業関係の建物 輸送数量（作業数量）の比率
    - その他の建物 輸送数量（作業数量）の比率
  - ③構築物 輸送数量（作業数量）の比率
  - ④機械装置 同上
  - ⑤工具器具備品 同上
  - ⑥土地 同上
  - ⑦建設仮勘定 前期各号に準ずる

(注)

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、当該事業に配置されている全車両の総走行キロから他事業に係る部分の総走行キロを除いた、純当該事業に係る総走行キロの比率をいう。



貨物利用運送事業報告規則による報告書の提出について

運送機関の種類	事業の種類	提出先		報告書類の經由可能先	備考
		営業報告書	事業実績報告書		
外航運送	貨物利用運送事業（邦人）	国土交通大臣	同左	所轄地方運輸局長	外国人企業であっても、下記の事業を行うに当たっては、邦人企業と同様の規制を受けるので、提出すべき報告書及びその提出先は邦人企業と同様である。
	外国人国際貨物利用運送事業	不要	国土交通大臣 （第2表のみ）	（直接）	
内航運送	第一種貨物利用運送事業	所轄地方運輸局長	同左	所轄運輸支局長・ 所轄海事事務所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内航運送に係る貨物利用運送事業（第一種・第二種）</li> <li>・鉄道運送に係る貨物利用運送事業（第一種・第二種）</li> <li>・貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業</li> </ul>
	第二種貨物利用運送事業	国土交通大臣・ 所轄地方運輸局長	同左	所轄地方運輸局長 （經由必須）	
航空運送	貨物利用運送事業（邦人）	国土交通大臣	同左	所轄地方運輸局長	この場合には、営業概況報告書の第2表及び利益明細票については、外国人国際貨物利用運送事業についての記載は、不要である。 （注）
	外国人国際貨物利用運送事業	不要	国土交通大臣 （第2表のみ）	（直接）	
鉄道運送	貨物利用運送事業	国土交通大臣・ 所轄地方運輸局長	同左	所轄地方運輸局長 （經由必須）	運輸支局、海事事務所を經由して報告書類を提出できるのは、それぞれ、内航または自動車のみを行っている場合である。なお、神戸運輸監理部を經由して地方運輸局長に書類の提出ができるのは、兵庫県内に主たる事務所がある貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業のみを営業者に限る。
貨物自動車運送	貨物利用運送事業	所轄地方運輸局長	同左	所轄運輸支局長・ 神戸運輸監理部長	

〔備考〕

- 1 所轄地方運輸局とは、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局及び神戸運輸監理部をいう。
- 2 所轄運輸支局及び所轄海事事務所とは、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局運輸支局及び地方運輸局又は神戸運輸監理部海事事務所をいう。
- 3 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局等とは、以下の点に留意すること。
  - ① 当該者の主たる事務所（本社）の所在地を管轄する地方運輸局では、貨物利用運送事業の資格を与えられていない場合支社、支店でのみ貨物利用運送事業を行うため、支社、支店所在地を管轄する地方運輸局で登録等を行っている場合は、当該支社、支店を主たる事務所とする。
  - ② 経営する貨物利用運送事業に係る運送機関の種類により、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局が複数となる場合神戸市で、内航と自動車の貨物利用運送事業を行うような場合であり、内航については神戸運輸監理部が、自動車については近畿運輸局が、それぞれ主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局となる。このような場合には、両局にそれぞれ1通ずつ報告書を提出させることとする。
  - ③ 主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局以外の地方運輸局に、別の運送機関に係る貨物利用運送事業の資格を与えられているような場合本社のある関東運輸局の管内で鉄道に係る貨物利用運送事業を行い、近畿運輸局の管内の支店で内航の貨物利用運送事業を行っているような場合は、このような場合にも、②と同様に、内航については当該支店が主たる事務所といえるので、両局にそれぞれ1通ずつ報告書を提出させることとする。

鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績 ( 運輸局管内 )  
 ( 年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 3 1 日 )

鉄道貨物利用運送事業収入 (千円)

事業者名

(単位：トン)

種別 発着別 駅別	第一種貨物利用運送事業				第二種貨物利用運送事業					
	車扱	コンテナ扱	混載貨物扱	手小荷物扱	計	車扱	コンテナ扱	混載貨物扱	手小荷物扱	計
送	専用線の発貨物の発貨物〔鉄道貨物利用運送事業者からの受託貨物〕				荷主から受けた発貨物〔鉄道貨物利用運送事業者からの受託貨物〕					
到					自社発の到着貨物 (運送事業者からの受託貨物)					
計										
送										
到										
計										
送										
到										
計										
送										
到										
計										
送										
到										
計										
送										
到										
計										

備考 1. トン数は、運賃計算重量によるものとし、小数点1位以下を四捨五入して、整数で計上する事。ただし、手小荷物については、小数点2位以下を四捨五入して小数点1位まで計上すること。  
 2. コンテナ扱のトン数は、コンテナ1個当たりの最大積載重量トンによること。  
 3. 第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、主な事業に一括計上すること。この場合一括計上した旨掲載すること。  
 4. 他の貨物利用運送事業者から受託した取扱量は、当該欄へ外数として「」で記載すること。



別紙 5

国際航空宅配事業取扱実績  
 ( 年4月1日 ~ 年3月31日)

事業者名

[輸出]

仕向地帯	クーリエ		SP		合計	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
北米						
中南米						
ヨーロッパ						
アジア						
豪州						
アフリカ						
合計						

[輸入]

仕向地帯	クーリエ		SP		合計	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
北米						
中南米						
ヨーロッパ						
アジア						
豪州						
アフリカ						
合計						

国内航空貨物利用運送事業取扱実績

( 年4月1日 ~ 年3月31日)

事業者名

仕立地	仕向地	受託件数 件	仕立件数 件	取扱重量 kg	備 考	仕立地	仕向地	受託件数 件	仕立件数 件	取扱重量 kg	備 考
						合 計					



外航海運貨物利用運送事業取扱実績

( 年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 3 1 日 )

[ シー・アンド・エア輸送実績 ]

事業者名

仕向地帯	シー・エア積替地帯												合 計	
	北 米 経 由		中 米 経 由		極 東 経 由		東 南 ア ジ ア 経 由		そ の 他 経 由		件 数	重 量	件 数	重 量
	件 数	重 量	件 数	重 量	件 数	重 量	件 数	重 量	件 数	重 量				
北 米	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg
中 南 米														
ヨ ー ロ ッ パ														
中 近 東														
ア フ リ カ														
そ の 他														
合 計														

備 考 1. 日本を積出地とするすべてのシー・エア貨物を対照とするが、二重計算を避けるため荷主から直接集荷した貨物（自社商品／他社商品にかかわらず）のみ記載すること。

2. 運送証券の発行日付に基づき集計し、1キログラム未満は四捨五入する。